

事 務 連 絡
平成 30 年 3 月 14 日

各 都道府県労働局職業安定部 御中

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省 職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者就業・生活支援センターと就労定着支援事業所の関係について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 65 号)に基づき、平成 30 年 4 月から就労定着支援が新たに実施されます。

この就労定着支援は、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、就労移行支援等が行う 6 月の職場定着支援の期間を経過した後、引き続き障害者の職場への定着及び就労の継続を図るために、就労定着支援事業所が企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での課題解決に向けて必要な支援を最大 3 年間行う障害福祉サービスです。

障害福祉サービスとして実施する就労定着支援は、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)第 27 条に規定される障害者就業・生活支援センター(以下「支援センター」という。)が従前より実施している障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援と機能が重複することから、下記のとおり、支援センターと就労定着支援事業所の関係を整理しました。

労働局及び都道府県においては所管する支援センターに周知を図り利用者、事業主への支援が適切・円滑に行われるよう特段のご配慮をお願いします。

記

1 就労定着支援の利用期間中における支援センターと就労定着支援事業所の関係についての基本的な考え方

就労定着支援の利用期間中は、利用者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を就労定着支援事業所が主体的に支援を行う。

ただし、就労定着支援の実施に当たっては、関係機関との連絡調整及び連携を行うこととしていることから、下記2の場合については、就労定着支援事業所が個別実施計画に位置づけた上で支援センターの協力を得ることを妨げない。

2 就労定着支援事業所が支援センターの協力を得ることが可能な場合

以下の(1)から(3)の場合には、就労定着支援事業所がその利用者の支援のために、支援センターの協力を得ることを妨げない。

(1) 利用者及び事業主への対応に係る助言・援助

就労定着支援事業者が、就労定着支援の提供にあたり、広範囲にわたる障害特性(精神障害、発達障害、高次脳機能障害等)の理解や企業に対する支援ノウハウ(職務遂行能力向上、職務再設計、雇用管理上の助言等)について十分に習得していないため、支援センターのノウハウが必要である場合、その他、自立支援協議会で協議した結果、支援センターからのノウハウ提供が必要と認められた場合には、就労定着支援事業者から支援センターに利用者や事業主の情報を連絡し、必要な助言・援助を求めること。

(2) チーム支援における連携

利用者が、ハローワークが実施するチーム支援の対象となっており、当該就労定着支援事業者と支援センターが構成員となっている場合には、利用者及び事業主に対して連携して支援すること。

(3) 集団による交流機会等への参加

支援センターが実施する在職者の交流会や勉強会、レクリエーション等の集団プログラムであって、利用者にとって参加することが職場定着を図る上で有効であるが、就労定着支援事業者が同様のプログラムを提供できない場合に、支援センターの集団プログラムに就労定着支援の利用者を参加させること。

3 就労定着支援の利用期間終了後に利用者を支援センターに引き継ぐ場合の留意点

就労定着支援の最大3年間の支援期間終了後においても、就労定着支援事業所自らの判断により、利用者の希望に応じて支援を継続することは妨げるものではない。

ただし、就労定着支援事業所がその支援を終了して支援センターに引き継ぐ場合には、支援終了前から利用者が抱える課題や支援を行う上で必要な情報を本人の理解を得た上で支援センターに伝達するとともに、引き継ぎの頻度や方法等(利

用者や事業主との面談に支援センターが同席する等)を工夫し、必要な支援が切れ目なく継続するように留意する。

なお、就労定着支援事業所は、支援を終了した後にも、支援センターから職場定着のために必要な支援の協力を求められた際には協力を努めることとする。

就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う日常生活及び社会生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間(最大3年間)にわたり行うサービス(「就労定着支援」)を新たに創設する。

対象者

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者
一般就労後6月を経過した者

支援内容

障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行うとともに、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
利用期間は3年を上限とし、経過後は必要に応じて障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

関係機関

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所(A、B)
生活介護
自立訓練

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

就労に伴い生じる日常生活及び社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援

- ・ 遅刻や欠勤の増加
- ・ 身だしなみの乱れ
- ・ 薬の飲み忘れ
- ・ 正確な作業遂行
- ・ 職場でのコミュニケーション 等

働く障害者
企業等

一般就労へ移行

必要な支援

相談による
課題把握

連絡調整

連絡調整

就労定着支援事業所

< 支援員 = 40 : 1 (常勤換算) >
< サービス管理責任者 = 60 : 1 >